

角田市「電子請求書サービス」概要について

～市と事業者様の会計業務DX・地域の電子化普及と業務効率化に向けて～

■ 電子請求書 取引概要

1 電子請求書取引の開始時期

- 令和8年3月1日から隨時電子取引を開始します。

2 対象となる帳票

- 市に発行する請求書

3 対象となる利用所属

- 角田市の全課局が対象です。

4 対象となる事業者

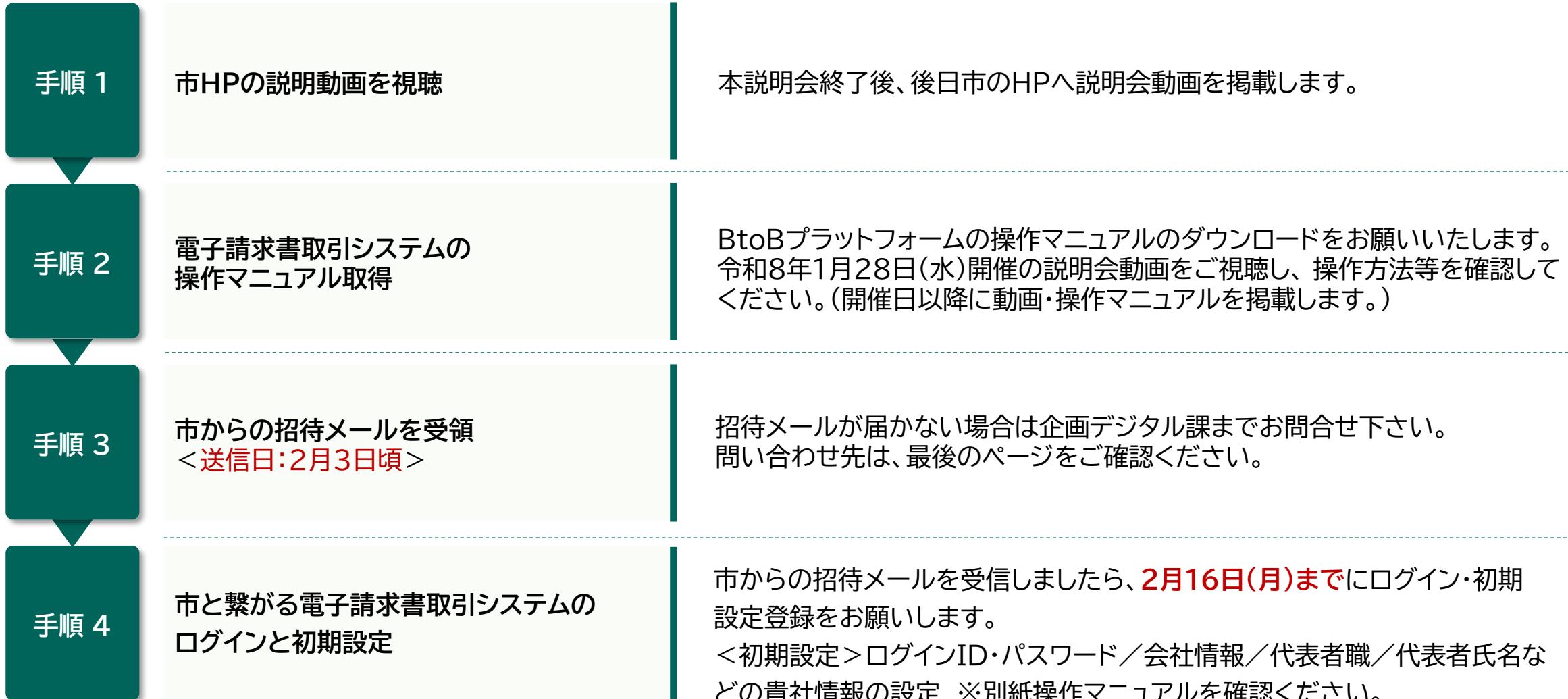
- BtoBプラットフォームのご利用を承諾いただいた事業者が対象となります。

5 取引を行うシステム

- 株式会社インフォマートが提供するサービス「BtoBプラットフォーム請求書」で取引を行います。
市より招待された事業者の利用料金は無料です。
ただし、一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。



■ 電子請求書取引 開始までの流れ 【重要】





電子請求書取引サービス(BtoBプラットフォーム請求書) 運営会社概要について



■ 運営会社概要

会社名	株式会社インフォマート(東証プライム市場:2492)
代表者	代表取締役社長 木村 慎
本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
拠点	<ul style="list-style-type: none">・札幌営業所(北海道札幌市)・名古屋営業所(愛知県名古屋市)・西日本営業所(大阪府大阪市)・福岡営業所(福岡県福岡市)・沖縄営業所(沖縄県那覇市)・三軒茶屋ラボ(東京都世田谷区)
設立	1998年(平成10年)2月13日
資本金	32億1,251万円 (2025年9月現在)
事業内容	BtoB(企業間電子商取引)プラットフォームの運営
連結子会社	株式会社タノム 株式会社Restartz
従業員数(連結)	809名(連結)、782名(単体)(2025年9月末現在)
URL	https://www.infomart.co.jp/



「BtoBプラットフォーム」
<https://www.infomart.co.jp/movie/>

■ インフォマート社サービス概要

企業と企業、自治体と企業をつないで結び、商行為を電子データ化することで業務効率化、コスト削減、ペーパーレスを実現するクラウドサービス



受発注	発注～受注、請求金額の確定までを総合管理することにより、受発注業務の時短とコスト削減を実現する仕組み	TRADE	あらゆる商材の”見積・発注・受注・納品・受領・検収”までの取引を一元管理	今回対象
規格書	食の安心・安全に不可欠な商品規格書を外食・卸・メーカー・原材料メーカーの各企業間でデータ共有する仕組み	請求書	電子請求書の受取・発行のほか、支払通知機能、督促機能、消込機能などを搭載。業界や企業規模を問わずにご利用可能	
商談	販売側と仕入れ側の企業をダイレクトにマッチング、効率的に理想の商品や取引先を見つけることができる仕組み	契約書	契約書の締結・管理・社内承認を一元管理。最新のブロックチェーン技術により、契約内容の信頼性を確保	
業界ch	新規取引・協業、既存取引先拡大を目的に、相手を知る「情報の収集・分析機能」と相手に知らせる「企業・商品PR機能」を提供	見積書	見積書の作成・発行はもちろん、保管や開封状況の確認、質問・回答の履歴確認など、さまざまなやり取りや業務を一元管理	

— 食品業界向け —

— 全業界向け —



「BtoBプラットフォーム請求書」サービス概要



1 | BtoBプラットフォーム請求書とは

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム 請求書」は、「発行する請求書」「受け取る請求書」など、請求業務をデジタル化し、時間・コスト・手間のかかる請求業務を大幅に改善し、ペーパーレス化を実現するシステムです。なお、「電子帳簿保存法」「インボイス制度」に対応していることから、事業者も安心してご利用いただけます。

2 | ご準備いただくもの

本システムは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。



【対応OS、ブラウザ】

[Windows]
IE11, Edge, Chrome, Firefox

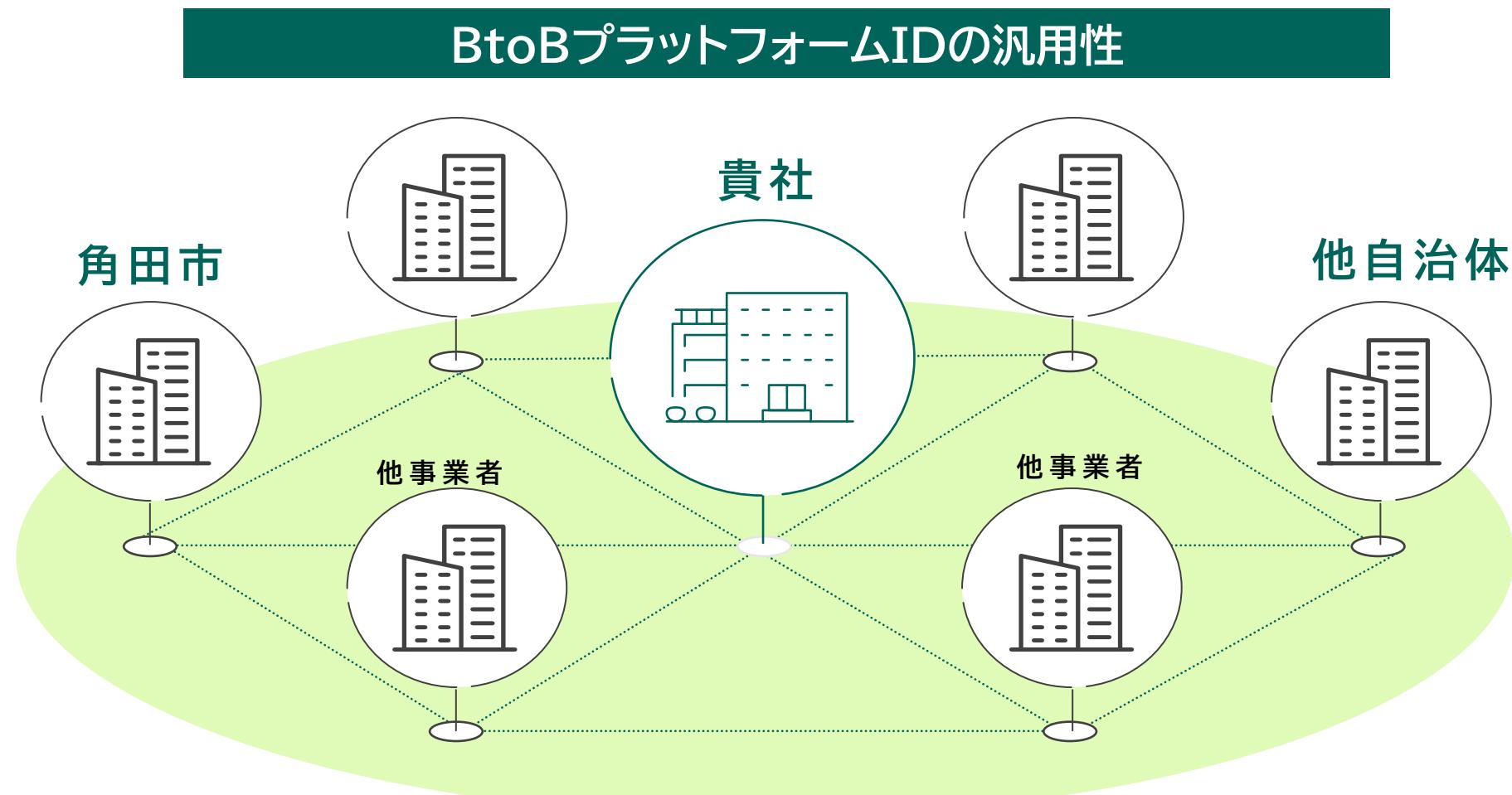
[MacOS]
Safari, Chrome, Firefox

その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。

https://www.infomart.co.jp/guide/function_f.asp

■ BtoBプラットフォームIDの汎用性について

プラットフォームIDが1つあれば、BtoBプラットフォーム導入済の
自治体・事業者間で取引が可能です。



■ 新たな法的要件の認証について

1 電子帳簿保存法に対応

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、電子帳簿保存法第10条の法的要件を満たすサービスとして、JIIMA(公益社団法人日本文書情報マネジメント協会)が認証する「電子取引ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しています。ご安心してご利用いただけます。



令和2年改正法令基準

2 電子インボイスに対応

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。

民間事業者が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者であることを区別する登録番号と税率(10%、8%など)ごとの合計金額記載が必要になります。

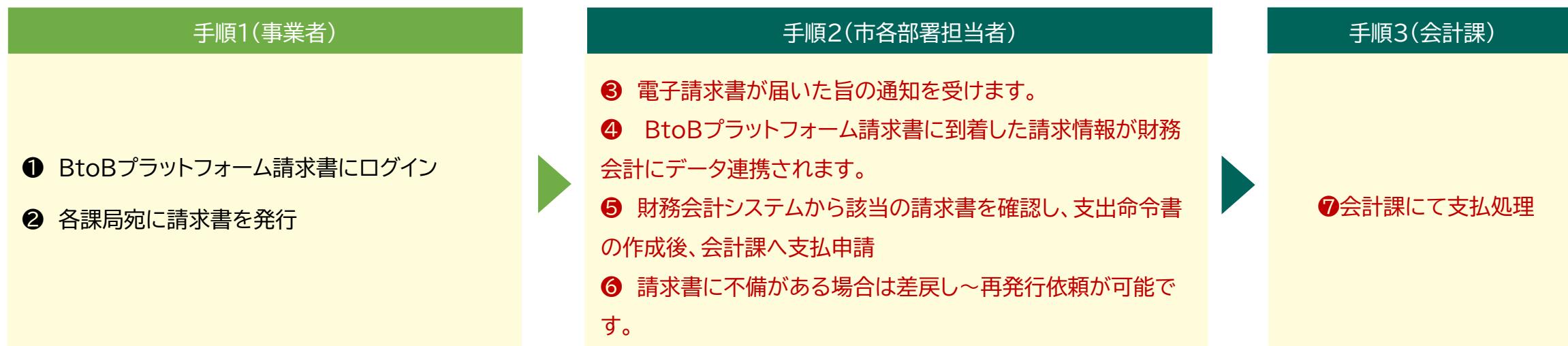
BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応しています。



■ BtoBプラットフォーム請求書_取引全体図

1 電子請求書取引の流れ

令和8年3月1日から隨時、事業者が発行する請求書より電子取引をおこないます。事業者は、BtoBプラットフォーム請求書フォームに必要情報を入力し、市の各部署宛に請求書を発行します。



■ BtoBプラットフォーム請求書 機能とメリット

1 | 機能 一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 請求書の作成機能(画面入力・一括アップロード作成)
- 取引先の請求書確認状況の可視化(開封・未開封等)
- 請求書未開封の取引先への催促メール送信機能
- 請求書不備による取戻機能(未開封の場合)
- 発行済請求書を複製(コピー)して作成する機能
- 発行済請求書の検索・閲覧機能
- 発行済請求書のデータ出力(CSV・PDF)機能
- 請求書の電子保管(10年間)

2 | メリット

- 請求書の即日発行～受取で大幅な時間短縮
- 請求書不備による差戻し～即日再発行
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 請求書の発行履歴(作成担当者の履歴確認)
- 電子帳簿保存法のデータ保存に関する要件を満たし改ざん防止
- インボイス制度(適格請求書保存方式)に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- BtoBプラットフォームを導入している他自治体・民間事業者との取引に転用が可能

■ 取引先事業者からよくある質問

カテゴリ	質問	回答
制度・運用	●すべての業者が対象ですか？	■角田市とお取引のある事業者様が対象となります。
	●市への請求書は、今後、本サービスによる電子請求書にしなければならないのですか？	■電子取引を推奨しておりますのでご協力の程宜しくお願いします。
	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象でしょうか？	■既に契約・発注済みの取引に関する請求書も対象です。 令和8年3月1日から隨時、事業者様のご都合に合わせて開始してください。
	●電子請求書の開始にあたり、不要(省略)となる書類はありますか？	■電子請求書システムの導入は、請求書の提出(発行)方法が変更となるものです。必要な書類等は従来のとおりで変更はありません。
	●請求書に押印が必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書を通して発行された請求書には必要ありません。 但し、請求書おもて備考欄に発行責任者部署職氏名及び連絡先、本件担当者部署職氏名及び連絡先の情報を必ずご記載ください。 記載例: 発行責任者部署職氏名及び連絡先:営業部 部長 インフォ 太郎 ●●-●●●●-●●●● 本件担当者部署職氏名及び連絡先:営業部 営業1課 インフォ 花子 ●●-●●●●-●●●●
	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。

■ 取引先事業者からよくある質問

カテゴリ	質問	回答
制度・運用	●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を表現可能です。添付ではなくシステムへご入力をお願いいたします。
操作・機能	●事業者に本システム利用料などの費用は発生しますか？	<p>■市より招待された事業者の利用料金は無料です。 ただし、一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。 ※既に有料プランで利用中の事業者は除く。</p> <p>■別途有料オプション 一括アップロードや販売管理システムとの連携による自動発行で処理する場合は、別途費用がかかります。 システム運営会社に問合せ下さい ・一括アップロードとは(10通／月まで無料) 　貴社の販売管理システムから請求書データをCSV出力し、手動でアップロード作成する方法 ・自動発行とは 　事業者の販売管理システムから請求書データを出力し、FTP／APIで自動発行する方法</p>
	●発行先の請求書確認状況を知る方法がありますか？	■市側の請求書受領後の状況は、事業者のBtoBプラットフォーム画面_発行済一覧よりステータス状況を確認することができます。
	●概要資料やシステムの操作マニュアル入手方法を教えてください。	■市HPから各資料をダウンロードできます。

■ お問合せ

1 問合せ

- (1) 本件に関する問合せ
- (2) 電子請求サービスの運用に関する問合せ

担当部署	企画デジタル課／会計課
電話番号	0224-63-2704／0224-63-2115

2 (運営会社)(株)インフォマートへの問合せ

- (1) 操作に関するお問い合わせは、カスタマーセンターへお問合せ下さい。
- (2) カスタマーセンターへの問合せ方法は、操作マニュアルをご確認ください。